



## 消費税の見直し、新設法人の2期目は要注意！

### ●今までの納税義務の免除要件

現行では、基準期間（個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下であれば、消費税の納税義務が免除されていました。

そのため、新設法人であれば、前々事業年度がない設立2期目までは、消費税を納める必要がありませんでした。（資本金1,000万円以上の新設法人を除きます。）

### ●平成23年度改正によりどう変わった？

#### （1）課税売上高による判定

平成23年度税制改正により、平成25年1月1日以降に開始する事業年度については、前事業年度開始の日から6ヶ月間（「特定期間」といいます。）の課税売上高が1,000万円を超える場合には、前々事業年度の課税売上高が1,000万円以下であっても消費税の納税義務が免除されないことになりました。（「特定期間」は平成24年1月1日から始まります。）

そのため、今後は新設法人の2期目でも消費税の課税事業者になる可能性があります。

#### （2）給与支払額による判定

改正後の納税義務の判定については、（1）の判定に代えて、「特定期間の給与（給与、賞与、役員報酬等）の支払額が1,000万円を超えるかどうか」により判定することもできます。

ここで注目したいのは、給与支払額により判定することも「できる」と規定されているところです。

つまり、特定期間の課税売上高と給与支払額のどちらか一方でも1,000万円以下であれば免税事業者と判定することができます。（図1、2参照）

#### （3）設立1期目が7ヶ月以下の場合

（1）のとおり、法人の特定期間は原則として前事業年度開始の日から6ヶ月間ですが、新規設立等により前事業年度が7ヶ月以下になる場合には、その期間は特定期間には該当しないと定められています。

したがって、設立1期目が7ヶ月以下である

新設法人の2期目については、前事業年度の課税売上高や給与支払額による判定の必要はなく、免税事業者となります。（図3参照）

### ●判定の具体例

次の具体例で見てみましょう。

- ☆前提条件：資本金1,000万円未満の法人☆
- ☆第1期…基準期間がないので免税事業者
- ☆第3期…前々事業年度の売上高が1,000万円を超えているため課税事業者

#### （1）第2期が課税となる場合（図1）

H.24.4.1 設立 第1期	H25.4.1 第2期	H26.4.1 第3期
売上高3,000万円	売上高3,000万円	売上高3,000万円
売上高(4/1~9/30)1,500万円…①		
給与支払額(4/1~9/30)1,100万円…②		
・第2期… ①と②のいずれも1,000万円超であるため消費税を納める義務がある。		

#### （2）第2期が免税となる場合Ⅰ（図2）

H.24.4.1 設立 第1期	H25.4.1 第2期	H26.4.1 第3期
売上高3,000万円	売上高3,000万円	売上高3,000万円
売上高(4/1~9/30)1,500万円…①		
給与支払額(4/1~9/30)900万円…②		
・第2期… ①は1,000万円を超えるが、②は1,000万円以下であるため、消費税を納める義務はない。		

#### （3）第2期が免税となる場合Ⅱ（図3）

H.24.9.1 設立 第1期(7ヶ月間)	H25.4.1 第2期	H26.4.1 第3期
売上高3,000万円	売上高3,000万円	売上高3,000万円
売上高(9/1~2/28)1,500万円…①		
給与支払額(9/1~2/28)1,100万円…②		
・第2期… ①と②のいずれも1,000万円を超えているが、第1期が7カ月以下であるため消費税を納める義務はない。		

### ●今後新たに法人を設立するならば

このように、設立事業年度の長さによって、消費税の納税義務を免除される期間が異なりますので、新たに法人の設立を検討されている場合には、担当者にご相談ください。

（星野 貴亮）